

平成 19 年 8 月

カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）

1 目的

この基本方針は、カウンターインテリジェンスに関する各行政機関の施策に関し必要な事項の統一を図るとともに、カウンターインテリジェンス・センターその他カウンターインテリジェンスに関する施策を推進する体制を確立し、もって国の重要な情報や職員等の保護を図ることを目的とする。

2 政府統一基準

(1) 特別管理秘密に係る基準

特別に秘匿すべき情報(特別管理秘密)については、物的管理として、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(第2版)」(2007年6月14日情報セキュリティ政策会議決定)の厳格な適用等を行うとともに、人的管理として、秘密取扱者適格性確認制度、管理責任体制、秘密保全研修制度を導入して、特別な管理を行い、情報漏えいの絶無を期すものとする。

秘密取扱者適格性確認制度とは、特定の秘密の取扱いについては、その秘密を取り扱うことについての適格性(信頼性)を確認した者に行わせることとする制度。

秘密保全研修制度とは、特別管理秘密を取り扱う者に対し、秘密保全に必要な知識・技能等を修得させるため、特別管理秘密取扱者研修を定期的実施することとする制度。

(2) その他

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

3 カウンターインテリジェンス・センター

基本方針の施行に関する連絡調整等を行い、我が国政府全体のカウンターインテリジェンスの中核として機能するカウンターインテリジェンス・センターを内閣官房内閣情報調査室に置くこととする。

4 施行

この基本方針は、2(1)については平成21年4月1日から、その他については平成20年4月1日から施行することとする。